

■ ■ 土砂搬入禁止区域とは

埋立、盛土その他土地への土砂の堆積が継続されることにより、**人の身体、生命、財産を害するおそれのある場合**、知事はその土地及び周辺の区域を土砂搬入禁止区域に指定し、**6月を超えない範囲で期間を定め、土砂の搬入を禁止するもの**

【区域指定の要件】

土砂埋立面積が2,000m²以上

土砂搬入が継続している

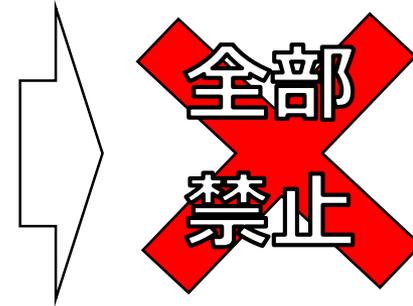
県民の生命、身体又は財産を害する恐れ

■ ■ 土砂搬入禁止区域による規制等

何人も土砂搬入禁止区域に土砂を搬入してはいけません

例えば、

- ・ 工事のために建設業者が土砂を搬入
- ・ 土地所有者が保全のために土砂を搬入
- ・ 依頼された運転手が土砂を搬入



もし、違反すると、

6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される

罰則

指定期間の延長

指定期間が満了する際、**状況が改善されない場合は、市町村長の意見を聴いて、再度禁止区域の指定ができる。**